

株 主 各 位

東京都港区南青山7丁目8番4号

## エコナックホールディングス株式会社

取締役社長 奥 村 英 夫

### 第140回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第140回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策といたしまして、株主様の安全確保の観点から、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策をお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じてまいりますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、今後の状況の変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（<http://www.econach.co.jp/>）にてお知らせいたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区南青山7丁目1番5号  
島根イン青山 2階 パインコート
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第140期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第140期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 取締役4名選任の件
  - 第2号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる開示について

次の事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書 ②連結計算書類の連結注記表

③計算書類の株主資本等変動計算書 ④計算書類の個別注記表

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.econach.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご用意いたしておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

## (添付書類)

# 事業報告

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善に伴い、緩やかな回復基調で推移していましたが、消費増税後の個人消費に力強さが見られないことに加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による国内及び世界経済の大幅な減速が懸念されるなど、不透明感はより一層大きなものとなっております。

このような経営環境のもと、当社グループは各事業において売上拡大を目指し、中核事業である温浴事業を中心に事業を展開してまいりました。その結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益は連結決算制度開始以来、いずれも3期連続で過去最高益となりました。

当連結会計年度の当社グループの売上高は16億8千5百万円（前連結会計年度比1.7%減）、営業利益3億1千9百万円（前連結会計年度比68.6%増）、経常利益3億9百万円（前連結会計年度比67.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1億7千4百万円（前連結会計年度比0.3%減）となりました。

単体の業績につきましては、当事業年度の売上高は7億6千1百万円（前事業年度比20.1%増）、営業利益3億円（前事業年度は1千2百万円）、経常利益2億8千9百万円（前事業年度は4百万円）、当期純利益1億4千2百万円（前事業年度は1千2百万円）となりました。

当期の配当につきましては、財務状況を勘案し、誠に遺憾ながら無配を継続させていただきます。

事業分野別の概況は次のとおりであります。

#### <温浴事業>

連結子会社の株式会社テルマー湯が東京都新宿区歌舞伎町にて温浴施設「テルマー湯」を運営している当事業におきましては、オープンから5年目を迎え、年間の来館者数は前年度比4.6%減の32万人となり、年間累計の来館者数としてはオープン以来初めての減少となりました。その要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により1月後半から来館者数が減少し、2月の来館者数は前年同月に比べ19.0%の減少、

3月に至っては前年同月に比べ49.1%の減少とほぼ半減したためであります。そのため、3月には平日の24時間営業を取りやめ、時短営業への切り替えを決断いたしました。しかしながら、4月から12月までの来館者数が好調だったため、当事業の売上高は14億4千8百万円（前連結会計年度比1.7%増）、営業利益は3億6百万円（前連結会計年度比11.6%増）となり、わずかながら増収増益となりました。

#### <不動産事業>

当社が不動産の売買・賃貸を営む当事業におきましては、東京都港区西麻布に所有するビルのテナント部分の賃料につきまして、入居率100%の収益を得ることができました。住居部分の賃料につきましても、入居率98.6%となり安定した収益を得ることができました。しかしながら、当連結会計年度では販売用不動産の売却がなかったことから、当事業の売上高は1億9千9百万円（前連結会計年度比14.7%減）と減少したものの、営業利益は1億4千8百万円（前連結会計年度比223.9%増）となりました。営業利益が大幅な増益となった要因は、前連結会計年度に販売用不動産を売却した際に帳簿価額を下回る価格での売却となり売上原価が膨らんだためであります。

#### <繊維事業>

当社が刺繍レースの企画・販売を展開している当事業におきましては、婦人服業界におけるレース素材の需要は極端に減少し非常に厳しい状況で推移いたしました。そのような中、ケミカルの細幅レースなどの受注が例年に比べ多少善戦したものの、利益を確保するには至りませんでした。

当事業の売上高は3千7百万円（前連結会計年度比32.8%減）、営業損失は2百万円（前連結会計年度は営業利益3百万円）となりました。

なお、繊維事業におきましては2019年11月13日公表のとおり、昨今の刺繍レース業の環境の悪化による主要な仕入先の廃業や後継者不足等の要因から、事業の継続が極めて厳しい状況となりましたので、2020年3月31日をもって繊維事業を廃止いたしました。

## 事業分野別売上高

事業分野	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前連結会計年度比 増減率
温浴事業	1,448	85.9	1.7%増
不動産事業	199	11.8	14.7%減
繊維事業	37	2.2	32.8%減
合計	1,685	100.0	1.7%減

### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資等の総額は5千6百万円であります。

その主なものは、東京都新宿区歌舞伎町に所有する温浴施設の改修工事4千7百万円  
であります。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 企業集団の対処すべき課題

本年1月から顕在化した新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活や経済活動に深刻な影響を与えており、当社グループの事業にも大きな影響を与えております。また、感染症による影響はいまだ継続しており、さらに長期化が懸念されております。

温浴事業におきましては、お客様および従業員の安全と感染の拡大防止のため、営業の自粛を余儀なくされました。また、外出自粛などによるお客様の行動の変化は、当社グループが運営する温浴施設へ来店されるお客様が減少することから、当社グループにとって大きな影響があると考えております。

また、不動産事業におきましては、テナントおよび賃貸住宅の安定収入を見込んでおりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、賃料の回収が滞る可能性があります。

このような経営環境において、当社グループは、内外の諸情勢を慎重に注視しつつ、環境の変化に柔軟に対応するとともに、継続してお客様および従業員への感染防止対策を徹底してまいります。また、経営資源の選択と集中を明確にして、持続的な事業成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第137期 (2017年3月期)	第138期 (2018年3月期)	第139期 (2019年3月期)	第140期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高(百万円)	1,789	1,889	1,713	1,685
経常利益(百万円)	61	142	185	309
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	24	167	175	174
1株当たり当期純利益(円)	0.58	3.91	4.11	4.09
総資産(百万円)	5,697	5,220	5,077	5,187
純資産(百万円)	3,362	3,525	3,700	3,875
1株当たり純資産(円)	78.73	82.53	86.64	90.73

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、第137期(2017年3月期)の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(千円)	議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社テルマー湯	92,500	100.0	温浴施設の運営
株式会社エレナ	2,000	100.0	雑貨の販売

(注) 株式会社エレナは、営業活動を休止しており、実質的に休眠状態にあります。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業分野	事業内容
温浴事業	温浴施設の運営
不動産事業	不動産の売買・賃貸
繊維事業	刺繍レース、編レース、レース製品、繊維製品の企画・販売

(8) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

事業所名	所在地
エコナックホールディングス株式会社 本店	東京都港区
株式会社 テルマー 湯	東京都港区
	東京都新宿区
株式会社 エレナ 本店	東京都港区

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業分野	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減
温浴事業	11	2名増
不動産事業	1	—
繊維事業	1	—
全社 (共通)	5	—
合計	18	2名増

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、嘱託社員1名を含み、パートタイマーは含めておりません。  
2. 全社 (共通) として記載している従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前事業年度末比増減	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
7	—	48.0	17.5

(注) 従業員数は就業人数であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (千円)
株式会社 東日本銀行	755,000



## 2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 140,000,000株

(2) 発行済株式の総数 42,728,733株

(3) 株主数 5,564名

### (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
有限会社F. M. K. 9	4,047,500	9.47
株式会社船橋カントリー倶楽部	3,640,000	8.52
株式会社広共コーポレーション	1,965,000	4.60
株式会社トーテム	1,675,000	3.92
山河企画有限会社	1,193,300	2.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,192,500	2.79
株式会社広共	900,100	2.10
東拓観光有限会社	755,200	1.76
有限会社MBL	750,000	1.75
松村 光石	742,000	1.73

(注) 持株比率は、自己株式 (16,786株) を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	奥 村 英 夫	株式会社テルマー湯代表取締役 株式会社エレナ取締役
取 締 役	瀬 川 信 雄	不動産事業部長 株式会社エレナ代表取締役
取 締 役	加 藤 祐 蔵	管理部門管掌 株式会社エレナ取締役
取 締 役	萩野谷 敏 裕	株式会社アーキ・ボックス代表取締役
取 締 役	齋 藤 正 和	齋藤正和法律事務所 弁護士 伊豆シャボテンリゾート株式会社社外取締役
監 査 役 ( 常 勤 )	岩 崎 周 也	株式会社テルマー湯監査役 株式会社エレナ監査役
監 査 役	小田島 章	小田島法律事務所 弁護士
監 査 役	小 林 明 隆	一番町国際法律特許事務所 弁護士 株式会社アドバンスト・メディア監査役

- (注) 1. 取締役 萩野谷敏裕氏及び齋藤正和氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 岩崎周也氏、小田島章氏及び小林明隆氏は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役 萩野谷敏裕氏及び齋藤正和氏並びに監査役 小田島章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数 ( 名 )	報酬等の総額 (千円)
取 締 役 (うち社外取締役)	5 (2)	24,510 (2,400)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	6,900 (6,900)
合 計 (うち社外役員)	8 (5)	31,410 (9,300)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、1984年12月20日開催の第104回定時株主総会において月額20百万円以内  
(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、1984年12月20日開催の第104回定時株主総会において月額5百万円以内と  
決議いただいております。
3. 上記のほか、2020年6月26日開催予定の第140回定時株主総会において付議致します「第2号議案  
退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件」が承認された場合には、取締役1名に対し、当社所  
定の基準による相当額の範囲内で、役員退職慰労金を支給する予定であります。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 の 状 況	関 係
社外取締役	萩野谷 敏 裕	株式会社アーキ・ボックス代表取締役	なし
社外取締役	齋 藤 正 和	齋藤正和法律事務所 弁護士	なし
		伊豆シャボテンリゾート株式会社社外取締役	なし
社外監査役	岩 崎 周 也	株式会社テルマー湯監査役	連結子会社
		株式会社エレナ監査役	連結子会社
社外監査役	小田島 章	小田島法律事務所 弁護士	なし
社外監査役	小 林 明 隆	一番町国際法律特許事務所 弁護士	顧問弁護士
		株式会社アドバンスト・メディア監査役	なし

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	萩野谷 敏 裕	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、主に会社経営に係る豊富な経験・知識等から貴重な指摘、意見をいただいております。
社外取締役	齋 藤 正 和	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から貴重な指摘、意見をいただいております。
社外監査役	岩 崎 周 也	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回の全てに出席し、主に会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般に対する貴重な指摘、意見をいただいております。
社外監査役	小田島 章	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から貴重な指摘、意見をいただいております。
社外監査役	小 林 明 隆	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から貴重な指摘、意見をいただいております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

フロンティア監査法人

### (2) 報酬等の額

- |                                       |          |
|---------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 15,000千円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,000千円 |

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、取締役及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けて、会計監査人に対する報酬等の額、監査契約の内容が適切かどうか検討し、更に前期の監査状況と当期監査計画に基づく監査日数、監査チームの編成等の監査体制に鑑みて、同意することが相当であると判断いたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人フロンティア監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社の会計監査人として在職中に報酬及び職務執行の対価として当社から受け、または受けるべき財産上の利益の額の法令で定める事業年度の合計額に2を乗じた額であり、法令が定める額を限度としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社内のコンプライアンス遵守の状況につきまして、取締役会を中心に顧問弁護士及び会計監査人と連携のもと、定期的に会合を開き確認することにより、不正、事故、法令違反等の未然の防止、早期の発見及び解決、再発防止を継続的に実施しております。そして、社員への教育・啓発の強化を通じて、コンプライアンス意識の浸透、定着及び向上を推進し、当社グループ全体への周知徹底を行います。

また、内部監査制度を実施し、監査役監査・会計監査人監査の相互連携により監査体制の充実を図ります。さらに、会計監査人、内部監査室など内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を行い、内部統制システム全般をモニタリングすることにより、効率的な運用についての助言を行うとともに監査の実効性の向上を推進します。

なお、社会的責任及び企業防衛の視点から、事業活動において反社会的勢力との関係は一切持たないこととし、当該勢力との関係の遮断は、外部専門機関との連携のもと、当社が中心となってグループ全体で対応します。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理につきましては、文書管理規程に基づいて保存・管理を行うとともに、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定めに基づく各種規程にて保存期間を設定し、情報の適切な保管を行います。

また、個人情報につきましては個人情報保護に関する方針に基づいて、管理の徹底を図ります。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会及び社内の各会議体において、各担当部署から業務執行に係るリスクを随時報告し、その把握と管理を徹底することにより、リスクの発生の未然防止と発生時の対処を迅速に行う体制を整えております。

特に四半期ごとには、取締役及び取締役会に対しての各担当部署からの報告をもとに、社内でのリスクマネジメントの有効性のモニタリングを実施しております。

リスクマネジメントにつきましては、職務権限規程により定められた部門ごとの責任権限に基づき適切に管理を行うとともに、重要性に応じて社長への報告を徹底し、その承認を得て対策を実行します。



#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、定例の取締役会において、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決議するとともに、取締役の職務の執行を監督し、随時、役員ミーティングを開催し、重要な情報伝達を確実に行う体制をとります。

取締役会は、定例取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、法令及び社内規程に従った重要な業務執行について決議します。役員ミーティングは原則として毎週月曜日に開催し、各取締役の業務執行の状況に関する適時な報告を受けることにより、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるように努めます。

#### **(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、関係会社管理規程により子会社の管理を明確に規定します。取締役、監査役及び管理部役職員は、分担して子会社の取締役または監査役を兼任し、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行います。

また、子会社の自主性を十分確保しつつ、監査役及び内部監査室は定期的に子会社への内部監査を実施することにより、経営管理体制の整備及び統括を通じて業務の適正性を監視します。

#### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人を配置しておりませんが、監査役が必要と判断して配置を求めた場合は、専任もしくは兼任の使用人を置くことができる体制を確保しております。

当該使用人の人事に係る事項については、取締役は事前に監査役の同意を得て行わなければならないものとします。

#### **(7) 当社及び子会社の取締役、使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社の取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告を行います。また、監査役に対する報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを行うことを禁止し、当社グループにおいてその旨を周知徹底します。

監査役は、取締役会には原則として全員が出席し、常勤監査役は重要なミーティングに常時出席し、法令・定款違反の有無を確認します。

当社は、常勤の取締役及び監査役をメンバーとして、原則として毎週月曜日に役員ミーティングを開催し、業務の執行状況について報告と確認を行います。

**(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、明らかに職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにその費用又は債務を負担します。

**(9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、会計監査人、代表取締役及び監査役との意見交換、情報交換を行う体制をとり、内部監査においては、内部監査計画及び結果の監査役への報告や監査役の内部監査への立会いにより内部監査室との連携を図ります。

監査役は、当社及び子会社の役職員から監査に必要な情報について随時報告を受け、また重要な会議や役員ミーティングへ常時出席することにより監査の実効性の向上を図ります。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。



# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

単位：千円(未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>977,499</b>	<b>流動負債</b>	<b>357,742</b>
現金及び預金	924,243	買掛金	22,502
受取手形及び売掛金	33,744	1年内返済予定の 長期借入金	113,400
商 品	923	未払法人税等	88,657
貯 蔵 品	829	賞与引当金	3,131
そ の 他	18,997	株主優待引当金	13,769
貸倒引当金	△1,240	ポイント引当金	6,329
<b>固定資産</b>	<b>4,209,580</b>	役員退職慰労引当金	13,200
<b>有形固定資産</b>	<b>3,956,136</b>	未 払 金	33,303
建物及び構築物	2,034,420	そ の 他	63,449
機械装置及び運搬具	60,060	<b>固定負債</b>	<b>954,060</b>
工具器具及び備品	26,861	長期借入金	641,600
土 地	1,834,794	繰延税金負債	37,887
<b>無形固定資産</b>	<b>88,169</b>	資産除去債務	155,571
借 地 権	83,445	再評価に係る繰延税金負債	10,052
ソフトウェア	3,194	長期預り金	108,949
電話加入権	1,528	<b>負債合計</b>	<b>1,311,803</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>165,274</b>	(純資産の部)	
投資有価証券	600	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,856,265</b>
そ の 他	166,866	資 本 金	100,000
貸倒引当金	△2,191	資本剰余金	3,347,561
<b>資産合計</b>	<b>5,187,079</b>	利益剰余金	410,940
		自 己 株 式	△2,235
		その他の包括利益累計額	19,010
		土地再評価差額金	19,010
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,875,275</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>5,187,079</b>

# 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

単位：千円(未満切捨)

科 目	金	額
売上高		1,685,264
売上原価		1,195,952
売上総利益		489,311
販売費及び一般管理費		169,664
営業利益		319,647
営業外収益		
受取利息	7	
受取保険金	2,027	
未回収利用券受入益	919	
受取補償金	1,254	
貸倒引当金戻入額	644	
その他	1,033	5,888
営業外費用		
支払利息	14,746	
その他	1,080	15,826
経常利益		309,708
特別損失		
減損損失	50,418	
固定資産除却損	11	
役員退職慰労引当金繰入額	13,200	63,630
税金等調整前当期純利益		246,078
法人税、住民税及び事業税	89,995	
法人税等調整額	△18,758	71,237
当期純利益		174,840
親会社株主に帰属する当期純利益		174,840

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

単位：千円(未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>805,001</b>	<b>流動負債</b>	<b>405,237</b>
現金及び預金	717,892	買掛金	1,528
受取手形	6,900	1年内返済予定の長期借入金	113,400
売掛金	6,951	未払金	86,585
貯蔵品	119	未払費用	1,912
前渡金	2,725	未払法人税等	88,432
前払費用	3,604	前受金	56,182
その他	66,914	預り金	424
貸倒引当金	△106	賞与引当金	1,206
<b>固定資産</b>	<b>4,274,417</b>	株主優待引当金	13,769
<b>有形固定資産</b>	<b>3,896,466</b>	役員退職慰労引当金	13,200
建物	1,952,148	その他	28,596
構築物	22,995	<b>固定負債</b>	<b>954,060</b>
機械及び装置	59,897	長期借入金	641,600
工具器具及び備品	26,630	繰延税金負債	37,887
土地	1,834,794	資産除去債務	155,571
<b>無形固定資産</b>	<b>85,810</b>	再評価に係る繰延税金負債	10,052
借地権	83,445	長期預り金	108,949
ソフトウェア	836	<b>負債合計</b>	<b>1,359,298</b>
電話加入権	1,528	(純資産の部)	
<b>投資その他の資産</b>	<b>292,139</b>	<b>株主資本</b>	<b>3,701,110</b>
投資有価証券	600	資本金	100,000
関係会社株式	126,993	資本剰余金	3,347,561
出資金	40	資本準備金	26,902
その他	165,248	その他資本剰余金	3,320,658
貸倒引当金	△741	利益剰余金	255,784
<b>資産合計</b>	<b>5,079,418</b>	その他利益剰余金	255,784
		繰越利益剰余金	255,784
		自己株式	△2,235
		評価・換算差額等	19,010
		土地再評価差額金	19,010
		<b>純資産合計</b>	<b>3,720,120</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>5,079,418</b>

# 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

単位：千円(未満切捨)

科 目	金	額
売 上 高		761,330
売 上 原 価		305,680
売 上 総 利 益		455,650
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		155,031
営 業 利 益		300,618
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
受 取 保 険 金	2,027	
受 取 補 償 金	612	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	644	
そ の 他	373	3,663
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,746	
そ の 他	315	15,061
経 常 利 益		289,220
特 別 利 益		
債 務 免 除 益	1,160	1,160
特 別 損 失		
減 損 損 失	50,418	
固 定 資 産 除 却 損	11	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	13,200	63,630
税 引 前 当 期 純 利 益		226,750
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	102,928	
法 人 税 等 調 整 額	△18,758	84,170
当 期 純 利 益		142,580

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

エコナックホールディングス株式会社

取締役会 御中

フロンティア監査法人  
東京都品川区

指定社員 公認会計士 藤 井 幸 雄 ⑩  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 柳 俊 博 ⑩  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エコナックホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エコナックホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

エコナックホールディングス株式会社

取締役会 御中

フロンティア監査法人  
東京都品川区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 藤 井 幸 雄 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 柳 俊 博 ㊞  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エコナックホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第140期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第140期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、子会社の取締役会等において取締役等との意思疎通及び情報の交換を図っており、事業及び財産の状況の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証しました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

エコナックホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 岩 崎 周 也 ㊟  
監査役（社外監査役） 小田島 章 ㊟  
監査役（社外監査役） 小 林 明 隆 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役4名選任の件

取締役5名全員が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において迅速な意思決定を行えるよう、1名減員して取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の 株式数
1	「再任」 おくむらひでお 奥村英夫 (1946年11月4日)	2006年2月 当社顧問 2006年6月 当社代表取締役社長営業本部長 2006年10月 当社代表取締役社長営業本部長兼不動産事業部長 2007年7月 当社代表取締役社長不動産事業部長 2013年5月 ネスティー(株)(現(株)テルマー湯)代表取締役社長 (現任) 2018年7月 当社代表取締役社長(現任)	16,000株
2	「再任」 かとうゆうぞう 加藤祐蔵 (1963年11月12日)	2012年12月 当社入社 管理部課長 2014年4月 当社管理部長 2014年6月 当社取締役管理部長 2017年7月 当社取締役管理部門管掌(現任)	—
3	「新任」 すずきりゅうた 鈴木隆太 (1978年5月13日)	2002年4月 (株)ステップ入社 2004年5月 (株)全東信入社 2019年9月 当社入社 2020年4月 社長付(現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の 株式数
4	「再任」「社外」「独立」 はぎのやとしひろ 萩野谷 敏裕 (1951年4月12日)	1993年5月 野村證券(株)海外プロジェクト室業務課長 1997年6月 萩商事(株)取締役 1999年12月 (株)アーキ・ボックス代表取締役(現任) 2003年6月 萩商事(株)代表取締役 2006年6月 当社取締役 2009年6月 (株)プラコー取締役 2016年6月 当社社外取締役(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 萩野谷敏裕氏は、他社の代表取締役なども務めており、その専門性と豊富な経験を活かし当社の経営に助言いただけるものと判断し、社外取締役の候補者としております。
3. 萩野谷敏裕氏は、現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。また、同氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
4. 奥村英夫氏及び加藤祐蔵氏は、2020年6月19日開催予定の株式会社N F Kホールディングス第78期定時株主総会における取締役選任議案の社外取締役候補者であります。

## 第2号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される瀬川信雄氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

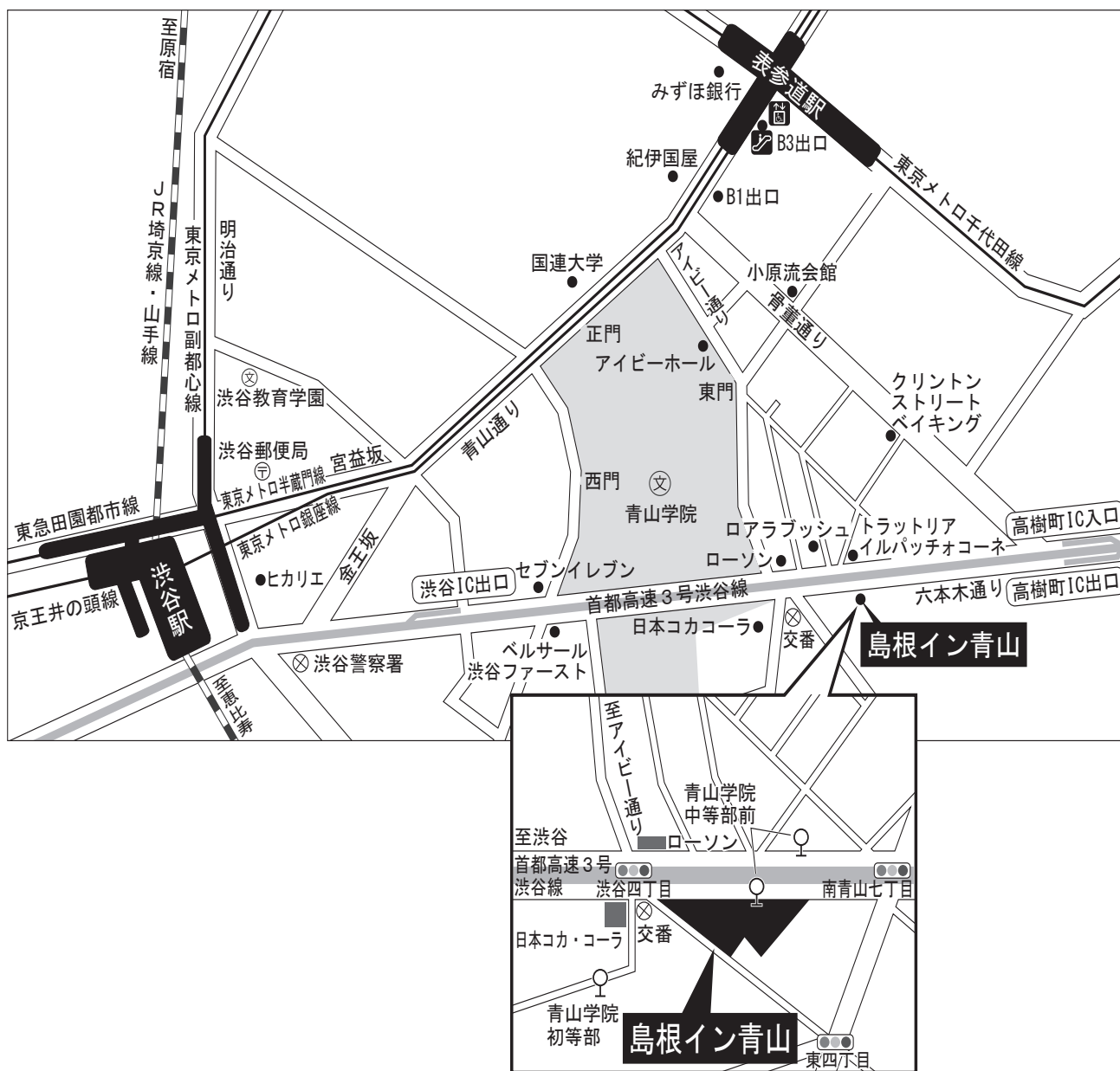
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
せがわのぶお 瀬川信雄 (1976年5月29日)	2006年10月 当社入社 2008年6月 当社取締役 2009年7月 当社取締役新規事業開発室長 2011年6月 当社取締役内部監査室長 2018年7月 当社取締役不動産事業部長(現任)

以上

# 株主総会会場ご案内図（島根イン青山）

東京都港区南青山7丁目1番5号 <TEL:03-3797-3399>



## ■バス

- ・渋谷駅から都営バス（都01）系統「新橋駅行き」乗車『青山学院中等部前』下車、向かい側（徒歩2分）
- ・新橋駅から都営バス（都01）系統「渋谷駅行き」乗車『青山学院中等部前』下車、バス停前
- ・ハチ公バス『渋谷四丁目』下車、バス停前

## ■電車

- ・東京メトロ：銀座線、半蔵門線、千代田線『表参道駅』B1出口より徒歩15分
- ・JR：『渋谷駅』東口より徒歩15分

## ■タクシー

- ・渋谷駅から約5分
- ・表参道駅から約3分
- ・六本木駅から約5分
- ・恵比寿駅から約10分